

事務連絡
令和8年2月7日

地区及び職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

写しの通り、日本薬剤師会から通知がありましたので、会員薬局へのポスター掲示の周知ほか、地域の関係機関と連携の上、積極的な取り組みをお願い申し上げます。なお、ご参考として同ポスター（B3サイズ）1枚を会長会にて配布予定です。



日 薬 業 発 第 400 号
令 和 8 年 1 月 27 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会 長 印 省 略)

令和7年度「自殺対策強化月間」における啓発活動等の推進(依頼) および広報用ポスターの掲示について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度「自殺対策強化月間」における啓発活動の推進について、厚生労働省大臣官房参事官より本会宛依頼がありましたのでお知らせいたします（下記1）。

「自殺対策基本法」（平成18年法律第85号）において、3月の1ヶ月間を「自殺対策強化月間」と位置づけております。

本月間では、国及び地方公共団体は自殺対策を集中的に展開するものとし、あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和4年10月14日閣議決定）において、関係団体及び民間団体等と連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を全面に打ち出した啓発活動の推進、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

本会に対しては、できるだけ多くの国民に自殺予防への認識を高めていただくため、薬局における広報ポスターの掲示や各種相談支援及び啓発活動の取り組みが求められています（下記2）。

貴会におかれましては、会員薬局へのポスター掲示の周知ほか、地域の関係機関と連携の上、積極的な取り組みをお願い申し上げます。

記

1. 令和7年度「自殺対策強化月間」に対する協賛及び啓発活動等の推進について（依頼）（令和7年12月12日付け、参自発1212第4号）
2. 令和7年度「自殺対策強化月間」ポスター（日薬ロゴ入り）
日本薬剤師会 HP>お知らせ>薬剤師のみなさまへ>令和7年度自殺対策強化月間ポスターについて

<https://www.nichiyaku.or.jp/news/detail?id=886&page=1&t=2>

※貴会には、参考として同ポスター（B3サイズ）が10枚ずつ送付される予定です（1月末頃）。

以上

参 自 発 1212 第 4 号
令和 7 年 12 月 12 日

関係団体 御中

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年度「自殺対策強化月間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 6 年の自殺者総数は 20,320 人となっており、依然として深刻な状況が続いております。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第 7 条第 2 項において、3 月の 1 ヶ月間は「自殺対策強化月間」と位置づけられています。また、同条第 4 項において国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものと規定されています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（令和 4 年 10 月 14 日閣議決定）において、自殺対策強化月間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出し「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の浸透も含めて啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係府省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に例年 3 月は各月の中でも最も自殺者数が多い傾向にあることを踏まえて、自殺対策強化月間において集中的な啓発活動を推進しています。

については、貴団体におかれても、自殺対策強化月間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺対策強化月間に向けた取組を呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

1 広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺対策強化月間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、1月下旬を目途にお送りする予定ですが、3月の自殺リスクの高まりに対応するため、自殺対策強化月間を迎える前（2月中）から掲示いただくことが効果的と考えますので、準備が整い次第、早いうちから掲示いただくようお願いいたします。

あわせて、自殺対策強化月間に関する広報動画も作成しますので、SNS等での情報発信や貴会員等への周知につきましてもご協力をお願いいたします。

※3月は特に40代、50代を中心とした中高年男性の自殺者数が多くなる傾向を踏まえて、中高年男性に相談を呼びかけるポスターと動画を作成予定です。

2 自殺対策強化月間に実施する取組の登録について

貴団体が令和7年度「自殺対策強化月間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により1月23日（金）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省HP等での公開を予定しております。

<登録いただく際にご留意いただきたい点>

- （1）自殺対策強化月間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）
- （2）複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名 自殺対策強化月間における全国一斉相談会

概 要 各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

（実施箇所：全国47箇所の地方■■局）

（参考）令和7年度自殺予防週間の主な取組（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/r7_jisatsuyoboushukan.html

以上

【本件連絡先】

〒100-8916

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2

厚生労働省 社会・援護局 総務課自殺対策推進室

電 話 : 03-5253-1111 (内線 2837)

担当者 : 佐藤、渡邊、山本

E-mail : jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

言葉にしたら、
気持ちが少し

軽くなった。

匿名でも大丈夫です。
話したくないことは
話さなくて大丈夫です。
SNSでも電話でも大丈夫です。

ひとりで抱え込まないで、
その思い、聞かせてください。

相談窓口はこちら



まもろうよこころ

検索



3月は自殺対策強化月間です。